

防整施第6042号  
31.3.28

一部改正 防整施第14963号  
令和6年6月26日

大臣官房会計課長  
地方協力局施設管理課長  
防衛大学校総務部会計課長  
防衛大学校総務部管理施設課長  
防衛医科大学校事務局経理部経理課長  
防衛医科大学校事務局経理部施設課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部監理部会計課長  
陸上幕僚監部防衛部施設課長  
海上幕僚監部総務部経理課長  
海上幕僚監部防衛部施設課長  
航空幕僚監部総務部会計課長  
航空幕僚監部防衛部施設課長  
情報本部総務部会計課長  
防衛監察本部総務課長  
各地方防衛局総務部長  
北海道防衛局管理部長  
東北防衛局企画部長  
北関東防衛局管理部長  
南関東防衛局管理部長  
近畿中部防衛局管理部長  
中国四国防衛局企画部長  
九州防衛局管理部長  
沖縄防衛局管理部長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
東海防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長  
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設計画課長  
(公印省略)

工事及び建設コンサルタント業務の総合評価落札方式における一括審査方式について（通知）

標記について、当分の間、別紙のとおり試行することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、工事の総合評価落札方式における一括審査方式について（防整施第10300号。28.5.27）は、平成31年6月30日限りで廃止する。

関連文書：1 防整施第6033号（31.3.28）  
2 防整施第6924号（28.3.31）

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

## 工事及び建設コンサルタント業務の総合評価落札方式における一括審査方式について

### 1 目的

総合評価落札方式による工事及び建設コンサルタント業務（以下「工事等」という。）の発注に当たり、競争参加資格要件等を共通化できる複数工事等の発注を同時期に予定する場合において、競争参加申請者が競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）を作成する負担を軽減し、かつ、入札・契約事務手続きの効率化を図る観点から総合評価落札方式により求める技術提案（施工計画を含む。以下同じ）のテーマを同一にし、審査を一括で行う方式（以下「一括審査方式」という。）を試行的に導入する。

### 2 適用範囲

総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、提出させる技術資料の内容を同一のものとするができるもののうち、以下の条件を全て満たす2以上の工事等において、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が認めるものとする。

ただし、施工能力評価型総合評価落札方式を適用する工事については、次の(1)から(5)までの条件を全て満たせばよいものとする。

- (1) 契約担当官等が同一である工事等
- (2) 原則として、目的・内容が同種で、技術力審査・評価の項目が同じであり、かつ、予定価格が同程度となる工事等
- (3) 防衛省における契約事務の取扱いについて（防経会第51号。19.1.4）第2第1項第1号、同項第2号又は第2項に掲げる級別の区分が同じ工事等
- (4) 入札参加者が重複すると見込まれる工事等
- (5) 入札公告及び競争参加資格申請書等の提出を同一日に行い、開札を数日の間に行うことができる工事等
- (6) 品質確保又は品質向上を図るために求める施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事等

### 3 試行に当たっての留意事項

- (1) 入札公告及び入札説明書（以下「入札公告等」という。）の交付は工事等ごとに別々に行うこと。
- (2) 入札公告等に次の事項を明記すること。
  - ア 入札公告に記載の工事等について、技術資料を共通化できる複数件の工事等を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事等であること。
  - イ 電子入札システムにより実施する場合は、それぞれの工事等を別々に案件登録することから、複数の工事等に参加を希望する場合にあっては、参加を

希望する工事等ごとに競争参加資格確認申請書等の提出及び入札が必要であること。ただし、技術資料については、参加を希望するいずれか1件の工事等に添付されていること。

ウ 入札公告に記載の複数の工事等に参加を希望する場合は、技術提案はそれぞれの工事等に共通なものとし、工事等ごとに異なる技術提案を行った場合は欠格とすること。

エ 原則として、企業が複数の工事等を受注することを妨げてはならない。そのため、競争参加資格確認申請書等の提出時に、一括審査方式内の受注希望件数を記載させること。

ただし、受注した企業に対し、工事等に専念し確実な施工を実施する体制の構築を求め、確実に履行できるようリスクの分散を図る必要がある場合には、本件入札公告等において一括審査方式内で落札可能な件数は〇件で、この件数に達した時点で以後の入札は無効にする旨を記載すること。

オ 開札の順番を明らかにすること。また、落札決定の順番は原則として開札の順番通りとするが、開札の状況によっては順番が入れ替わる可能性があること。

カ 落札決定し、配置予定技術者がいなくなった場合、上記エの受注希望件数に達した場合及び落札可能件数に達した場合は、以降の入札は無効扱いとすること。

キ 特定建設工事共同企業体（業務の共同体を含む。以下同じ）による参加が可能な工事等においては、単体又は特定建設工事共同企業体のいずれかで参加するものとし、混在は認めないものとする。また、工事等ごとに構成員の異なる組合せによる特定建設工事共同企業体も認めないものとする。

(3) 入札説明書の入札保証金の項に次の事項を記載すること。

ア 入札保証金は、受注を希望する工事件数に応じ、入札金額が最大のものから受注希望件数分について納付すればよいこと。

イ 入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証契約の締結にあっても、アと同様に取扱うこと。

ウ 入札保証金の納付等に係る書類の工事名又は契約名の欄には参加を希望するすべての工事名を記載すること。

(4) 競争参加者の資格に関する公示に次の事項を明記すること。

ア 競争参加者の資格に関する公示に記載の複数件の工事等について、一括して公示し、当該工事等を対象とする一つの特定建設工事共同企業体について資格審査を実施する試行工事等であること。

イ 競争参加者の資格に関する公示に記載の工事等に参加を希望する場合は、希望する件数に関わらず、一つの特定建設工事共同企業体を結成するものとし、工事等ごとに構成員の異なる組合せによる特定建設工事共同企業体を結成することは認めないものとする。

ウ 特定建設工事共同企業体の名称となる工事等名は、一括審査方式の対象となる複数件の工事等を示す共通可能な名称とすること。

- (5) 競争参加資格確認申請書等の受付期限後、全申請者数が一括審査方式の件数と比べて不足している等、入札不成立の生じる可能性が極めて高いと判断される場合には、一括審査方式全ての入札を取り止めることができることとし、入札公告等にその旨を記載すること。

#### 4 その他

- (1) 本方式を適用する場合は、事前に整備計画局建設制度官と調整すること。
- (2) 本通知の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局建設制度官と協議するものとする。